

## 天理市立病院改革検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 天理市立病院(以下「病院」という。)の経営改革を図るため策定した、天理市立病院改革プラン(以下「改革プラン」という。)に基づき実施する、病院事業経営の改革を点検・評価するため、天理市立病院改革検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 改革プランの点検・評価及び公表に関すること。
- (2) その他病院の経営改革に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

- 2 委員は、専門的知識又は資格を有し、かつ、病院改革に関し適切な助言・意見等を述べることができる者及び市民を代表する者のうちから、市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、所掌事項に係る審議が終了するまでとする。

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (報償)

第7条 委員の報償は、日額11,000円とする。ただし、その会議等に要する時

間が1時間を超えないときは、当該額の2分の1に相当する額とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、天理市立病院事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日 一部改正)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。